

道路交通法改正と駐車違反したときの罰金の取扱

2006年6月1日に施行された改正道路交通法で、新たに「放置違反金制度」(罰金制度)が導入されました。宅急便業者やコンビニ本部などでは、駐車場を確保したり、運転手を2人体制にしたりと、対策におおわらわだったようですね。

ところで、例えば、会社の営業マンが勤務中に駐車違反をした場合の税務上の取り扱いはどうなるのでしょうか。

改正道路交通法施行前は、「罰金＝運転者が納付」となっていたため、会社に納付義務が生じることはありませんでした。しかし、改正道路法施行後は放置車両の使用者(一般に車検証に記載された使用者)が罰金を払うこととなりますので、使用者が会社である場合は運転者である営業マンが罰金を払わなければ、会社が払わなければなりません。

ところで、これらの罰金は税務上どのような取り扱いになるのでしょうか。

例えば、営業マンが勤務中に会社の営業車で駐車違反をした場合、まず営業マンに罰金の納付命令が通知されます。この通知にしたがって、営業マンが自腹で罰金を納付した場合は、税務上何も問題は生じません。

一方、営業マンが罰金を払ったあと、その罰金の一部または全部を会社が肩代わりした場合は、会社の税金の計算上、その罰金は、損金不算入(経費として認められない)となります。ただし、その駐車違反の罰金が業務と関係のないプライベートな行為によるものなときは、会社はその罰金を損金不算入として、経費として認められず、また、その営業マンへのボーナスとして、その営業マンも課税されることとなります。

ご意見・ご感想はこちらまで

山守税理士事務所

TEL:03-5283-5280

FAX:03-5283-5270

HP:<http://www.yamamori-zeirishi.com/>